

和歌山市公共交通政策推進協議会規約

(目的)

第1条 和歌山市における持続可能な公共交通ネットワークの構築とコンパクトシティの実現に向けたまちづくりとが一体となった総合的な交通施策を推進するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、法第5条第1項に規定する地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うことを目的とし、和歌山市公共交通政策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更の協議に関する事項
- (2) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に係る調整に関する事項
- (4) 総合的な公共交通体系の維持及び発展に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、法第6条第2項に基づき、次に掲げる者とする。

- (1) 法第2条第2号に掲げる公共交通事業者等及びその組織する団体が推薦する者
- (2) 関係行政機関
- (3) 市民
- (4) 公共交通に関する学識経験を有する者
- (5) 和歌山市

2 前項の規定により協議会の委員となった者のうち、同項第3号及び第4号に掲げるものについては、当該委員が出席する協議会の会議（第6条において単に「会議」という。）に代理人を出席させることができない。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1名、副会長若干名を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長及び副会長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

- 2 会長が、会議の議長となる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外のものに対して会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会に、専門事項を調査審議するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(守秘義務)

第8条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退い

た後も同様とする。

(協議結果の取扱い)

第9条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、和歌山市都市建設局都市計画部交通政策課に置く。

3 事務局には、事務局長、事務局員を置き、和歌山市の職員のうち会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第11条 協議会に監査委員2名を置く。

2 協議会の出納監査は、監査委員が行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第13条 協議会は、市民又は公共交通に関する学識経験を有する委員に対し、報酬を支給することができる。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規約は、平成28年7月22日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年6月10日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年 月 日から施行する。

和歌山市公共交通政策推進協議会規約一部改正案 新旧対照表

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第1条 和歌山市における持続可能な公共交通ネットワークの構築とコンパクトシティの実現に向けたまちづくりとが一体となった総合的な交通施策を推進するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、法第5条第1項に規定する目的と定める地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うことを目的とし、和歌山市公共交通政策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) <u>地域公共交通計画</u>の作成及び変更の協議に関する事項</p> <p>(2) <u>地域公共交通計画</u>に位置付けられた事業の実施に関する事項</p> <p>(3) <u>地域公共交通計画</u>に位置付けられた事業の実施に係る調整に関する事項</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第4条 略</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(専門部会)</p> <p>第7条 協議会に、専門事項を調査・審議するため、専門部会を置くことができる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 和歌山市における持続可能な公共交通ネットワークの構築とコンパクトシティの実現に向けたまちづくりとが一体となった総合的な交通施策を推進するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、法第5条第1項に規定する目的と定める地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うことを目的とし、和歌山市公共交通政策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) <u>地域公共交通計画</u>の作成及び変更の協議に関する事項</p> <p>(2) <u>地域公共交通計画</u>に位置付けられた事業の実施に関する事項</p> <p>(3) <u>地域公共交通計画</u>に位置付けられた事業の実施に係る調整に関する事項</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第4条 略</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(専門部会)</p> <p>第7条 協議会に、専門事項を調査・審議するため、専門部会を置くことができる。</p>

2 専門部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(守秘義務)

第8条 略

(協議結果の取り扱い)

第9条 略

(事務局)

第10条 略

2～4 略

(監査)

第11条 略

2・3 略

(財務に関する事項)

第12条 略

(報酬)

第13条 略

(その他)

第14条 略

(守秘義務)

第8条 略

(協議結果の取り扱い)

第9条 略

(事務局)

第10条 略

2～4 略

(監査)

第11条 略

2・3 略

(財務に関する事項)

第12条 略

(報酬)

第13条 略

(その他)

第14条 略